

さいたま市教組新聞

さいたま市
教職員組合
(埼教組)
TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saitama@
kyouiku-net.org
2006.11.17(金)
No.110

人事委員会勧告 不当にも給料表改定なし

比較企業規模五〇人に改善

県の人事委員会は、従来の比較対象企業規模を一〇〇人以上から五〇人以上に改善して調査を実施しました。その結果、公民較差は九二円(〇・二%)となり、給料表の改定は行わないとしました。また、一時金(ボーナス)についても民間の支給月数と概ね均衡しているとして、改定を見送りまし

勧告は、三人目以降の子等の扶養手当を、月額一〇〇〇円(五〇〇円 六〇〇円)引き上げること、管理職手当の定額化、休憩時間の廃止、特殊勤務手の日額化見直し、等の勧告を行いました。

休憩時間の廃止は教育現場にとって休憩時間そのものが保障され

人事委員会勧告の概要

月例給、ボーナス共に改定無し
比較対象企業規模を100人から50人以上とする
民間給との較差が92円(0.02%)と小さく、月例給の改定見送り
期末・勤勉手当(ボーナス)は民間の支給と概ね均衡しているため改定見送り
管理職手当の定額化及び支給対象職員の見直し
3人目以降の子等の扶養手当の支給月額引き上げ(5000円 6000円)
特殊勤務手当では、月額支給の手当の日額化について見直しを進めていく事が必要
国や民間事業所の現状を踏まえ休憩時間を廃止

年額14万円が泡と消える

ていない現状では、貴重なりフレックシユ時間が無くなることを意味します。

従来の方
法であれば、
月例給で一、
四一% (六
〇七五円)、
一時金で〇、
〇九月民間
が公務を上
回り、年間
で一四万円
のプラス勧
告となるも
のです。

政府・自
民党の「公
務員総人件
費削減」の
行政改革に
完全に屈服
した勧告と
なっている
す。代償機
関としての
甚だしいも

のです。
県職・埼高教・埼教
組三組合は地公労共闘
として賃金確定に向け
団体交渉を実施します。

第1回地公労団体交渉
日時 11月16日(木)
9:00県庁築山集合
9:30~10:30 団体交渉
会場 県庁車庫上入札室
地公労団交に引き続き 埼教連団交

第1回埼教連団体交渉
日時 11月16日(木) 11:00開始



公募制に小・中・養護あわせて16人が希望

〇七年度当初人事で公募制を実施しますが、小・中・養護学校で一六人が希望を出したことが分かりました。公募制を実施する学校が、小学校三八校、中学校七校、養護学校一校ですから、制度の矛盾が大きいたことが鮮明になったのではないのでしょうか。主任を想定したような公募制には断固反対です。公平・公正・明朗な人事こそが求められているのです。市教委は教員だけでなく、事務・栄養・養護にも導入する計画と言いますが、制度そのものの導入を止めるべきです

不用意な文書を出さない!

さいたま市教委は、一月一〇日付教職員課長名の小中学校長宛の文書「臨時職員の賃金等について(通知)」を发出了しました。この中で「年間勤務時間数を超過した場合には、賃金等を支払うことができません」とし、学校図書館司書、少人数サポート臨時教員の外に、特殊学級補助員は年間「一校あたり一一〇〇時間」と表記しました。この通知を受けて障害児学級設置校が混乱しました。補助員は年度当初の雇用契約では「一日七時間、週三五時間以内、時給九九〇円、年休有、社会保険 有、災害保険 有、通勤手当 有、出張 無」の雇用条件が示されただけで、年間勤務時間数は示されていません。今まで児童生徒がいる日は七時間勤務をしていました。年間一九七日×七時間で一三七九時間必要なのに、一一〇〇時間では四〇日間不足です。一三日、市教組は市教委に抗議しました。雇用契約違反である。年度当初の説明にはない。市教委は「学校が困らないようにする」と回答しました。即日該当の学校に連絡されました。

政府与党 教育基本法改悪案 特別委員会で強行採決
国民の声を黙殺 断固抗議 本会議で絶対に廃案に!